には必ず殘缺ありて Schlegel 氏等の推察せる如く、各行は此の列を以て終りしものにあらざるべきこと、前に論じたるが如くなれば、此の考は全く當を失せざるべきを信ず。

〔茲に記し置くべきはXII 34—36に見ゆる天可汗なる語なり、此の場合に於てはXV以下のものとは異りて、治世中の保義可汗を指したるには非ず、「保義可汗の龍潛の時に當りて……都督刺史内外宰相……官等が奏して『天可汗……』と曰へり」と記せるなれば、此の天可汗は保義可汗の前代の可汗、即ちXI 76以下に記されたるべき倶錄毗伽可汗を指せるものなること疑ふ可らず、然らば天可汗なる語は前述の如く現に治世中の可汗に對してのみ用ゐたる尊稱には非ずと曰はんも、然も此の場合に於ては、前に故可汗に奏したりし所を、其の儘直接說話法を以て記述せるものなれば、其の天可汗の語義に於ては決して二樣あるに非るを知るべし〕

Schlegel 氏の述べしが如く保義可汗の後一代を經て位に上りし昭禮可汗も亦た保義可汗と同一の徽號を有したりと雖、若し之を以て昭禮可汗を指したるものなりとすれば、XII以下碑文全部に亘れる記事は皆昭禮可汗の事績を記せることゝなり、從て懷信可汗の後の三代の可汗（倶錄毗伽可汗、保義可汗、崇德可汗）の長き徽號と又少くとも數句を以て記されたるべき此等の可汗の事績とは、すべてXI 76以下の缺けたる部分に記されたるものと見ざる可らず、碑文の下部に殘缺の存す可きは前に述べたるが如くなれども、其の殘缺は現存せるVIの終とVIIの初、IXの終とXの初等との文義の續き方より考ふれば、然く大なるものとは考へ難きと共に、XVに記さるゝ北庭の征討のことは、(一九)本論に於て述べたるが如く、之を保義可汗の事業（其の即位以前の事業なるべきこと本論に述べたる如し）と見れば、兩唐書の記載と好く合一するものあり、此等の理由によればXII以下に記さるゝ天可汗の事績は保義可汗に就きて記せるものなること疑無